

(仮称)高齢者タクシー利用システム導入業務委託仕様書

1 委託業務名

(仮称)高齢者タクシー利用システム導入業務委託

2 目的

本市で実施してきた75歳以上の高齢者への路線バス、鉄道(福島交通飯坂線)の運賃助成に加え、新たにマイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成を実施することにより、市内の公共交通空白地域等に居住する高齢者へも利便性が高くきめ細やかな移動支援を行うとともに、公共交通の利用促進を図るため、(仮称)高齢者タクシー利用システムを構築し、運用する。

3 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

福島市の指定する場所

5 事業の概要

(1)対象者 75歳以上の市内に住民登録がある高齢者及び市内居住の広域避難者
46,156人(令和6年3月1日現在)

(2)内 容

令和7年度よりマイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成を実施するため、マイナンバーカードの拡張利用領域へサービス利用に必要な情報を書き込むためのシステムを開発し、また、マイナンバーカードを読み取ることが可能な車載器を設置し運用する。

(3)事業スケジュール(想定)

- ・令和6年6～9月 (仮称)高齢者タクシー利用システムの構築等
- ・令和6年10月上旬 マイナンバーカード AP 搭載システム用 PC 機器等設置【別委託】
- ・令和6年10月 システム事前運用テスト、窓口登録業務従事者システム研修
- ・令和6年11月上旬 タクシー運賃助成選択者へ登録案内のはがき発送開始
(仮称)高齢者タクシー利用システム運用開始
マイナンバーカードへの情報登録窓口運用開始【別委託】
- ・令和7年1～3月 タクシー事業者への車載器設置及び操作説明

・令和7年4月～ タクシー運賃助成開始

6 委託業務の内容

(1)システム構築

タクシーの運賃助成を実施するため、以下のとおり要件を満たすシステムを開発の上、発注者の指定する端末へソフトウェア等のインストールを実施し、またタクシー車載器を設置すること。

ア 調達範囲

- ・システム構築に係る調達範囲は、本システム利用をする際に、必要となるシステム資産や請負作業を含めるものとする。
- ・ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。

イ タクシー運賃助成を実施するためのシステム要件

- ・発注者が指定する年間の助成額の電子チケットを対象者へ交付する「タクシーチケット方式」や利用助成額から運賃額を差し引く「引き去り方式」など、発注者の指示に従って細かなカスタマイズに対応可能であること。
- ・発注者の指定により、対象者が年間の助成額やチケット枚数を選択可能な機能を有すること。
- ・対象者へ交付する年間の助成額やチケット枚数等の助成要件を、発注者が指定する日でリセットする機能を有すること。
- ・1乗車で使用できる助成額および枚数については、発注者が指定する数値を柔軟に設定できるものであること。
- ・対象者への年間の助成要件を一括変更可能な機能を有すること。
- ・利用開始日については、個別設定または指定する範囲内で一括設定ができること。
- ・発注者が指定する形式で、タクシー運賃助成の利用 ID や OD データ(タクシー利用履歴)をテキストファイル、CSV ファイル等発注者の指示する形式で出力できること。
 - ※OD データ(タクシー利用履歴)とは、タクシー1運行ごとの出発地と到着地(大字・字等まで)、助成利用額等の利用情報を表すデータである。
- ・タクシー運賃助成 ID(以下、タクシーID)の有効・停止・復活・無効ができる仕様であること。なお、CSV ファイルより、タクシーID の有効・停止・復活・無効の一覧データを取込み処理できるものであること。

ウ マイナンバーカード拡張利用領域への書き込み要件等

①マイナンバーカード AP(アプリケーション)搭載システム

- ・地方公共団体情報システム機構(以降、J-LIS)が提供している「マイナンバーカード AP

搭載システム(※)」を利用できるよう、発注者が準備する庁内の事務処理用端末(LGWAN 接続)への環境構築を行うこと。

※マイナンバーカード AP 搭載システムとは、マイナンバーカードの拡張利用領域にサービス提供に必要な情報(カード AP 情報)を書き込むものである。

②利用登録システム

- ・発注者が準備する庁内の事務処理用端末(LGWAN 接続)を用いて、マイナンバーカードの拡張利用領域内に、タクシー運賃の助成利用に必要な情報を書き込むことができる機能を有すること。
- ・発注者が別途準備する QR コードリーダーで案内はがきの QR コードを読み込むことで対象者情報を抽出し、マイナンバーカードの拡張利用領域内に情報を書き込める仕組みを構築すること。

③精算システム

- ・「精算システム」はタクシー運賃の助成利用情報を管理するシステムであり、発注者及びタクシー事業者等が準備する事務処理用端末(Internet 接続)を用いて、発注者がアカウントごとに指定する利用情報(申請状況・助成利用額・OD データ(タクシー利用履歴)等)の閲覧および CSV 出力できる機能を有すること。
- ・閲覧および CSV 出力できる情報については、発注者と協議の上、詳細について決定すること。

④サーバの構築

- ・本システム構築に必要なサーバの構築を行うこと。
- ・クラウド上で必要なサーバリソースを確保することとし、システム開発、実証実験期間におけるクラウドサーバの利用費用については、本業務の範囲とすること。
- ・サービスを提供するサーバは日本国内に設置されること。
- ・システムには不正アクセスや情報の改ざん等が行われないよう、セキュリティ対策を万全に実施すること。
- ・サービスの停止が発生しないよう、システムを冗長構成と可動すること。

⑤ネットワーク

- ・ネットワークについては、LGWAN 回線は、発注者が用意したネットワークに接続することとし、インターネット回線については、回線の準備及び回線利用に関する費用は受注者負担とすること。

⑥システム用 PC 等の設置

- ・本事業に必要な機器のうち、下表の PC 等機器は発注者が準備する。なお、PC 等機器のシステム要件及びスペックは以下のとおりとする。

<各機器のシステム要件及びスペック>

①PC機器

No	項目	システム要件
1	OS	Windows 11
2	CPU	CPU Core i5(1.70GHz以上)
3	メモリ	8GB以上
4	ストレージ	SSD 256GB以上

②ICカードリーダー（PC用）

No	項目	システム要件
1	SONY製 非接触型ICカードリーダー/ライターRC-S300 RC-S300 (スペックが同等以上の機器も認める)	

③QRコードリーダー

No	項目	システム要件
1	2次元(QRコード)バーコードリーダーでUSB接続。USBケーブル付。	

⑦窓口受付業務従事者への研修

- ・発注者の指示に従い、システムに関する操作研修を実施すること。
- ・操作研修のうち、発注者が別途発注する窓口受付業務従事者向けの研修については、令和6年10月中旬に2回実施すること。

エ タクシー車載器

①タクシー車載器要件

- ・マイナンバーカードの拡張利用領域内のカード AP 情報を読み込み、利用資格・助成残額等の確認ができる機能を有すること。
- ・利用者の利用履歴を端末内部、またはインターネット等を通じて保持することができる機能を有すること。なお、端末内に保持する場合は、利用履歴をタクシー事務所などインターネット回線が接続できる場所において、サービスサーバへ利用情報をアップすることができる機能を有すること。
- ・タクシー事業者及び利用者が簡単かつ分かりやすい方法で運賃助成を利用できる車載器であること。
- ・通信環境に左右されず、運賃の利用助成が使用できる仕様であること。ただし、通信費がかかった場合には、受注者負担とする。

②タクシー事業者への説明

- ・タクシー事業者を対象に最低2回以上説明会を実施し、機器の使用方法等を説明すること。なお、場所は発注者が準備する。
- ・タクシー事業者からのシステムや仕組み等に関する問い合わせは、原則受注者が対応すること。

③タクシー車載機の設置

- ・「タクシー車載器」は受注者が準備し、発注者が指定するタクシー事業者等へ納品の上、

タクシー車両へ設置する等使用できる環境を整備し、納品証明書を市へ提出すること。
 ・納品台数は「下記オ③利用端末数・タクシー車載器」に記載されている台数を想定しているが、最終的に確定数で精算するものとする。

④保守

・システムに関する機材トラブル等の保守については、受注者で対応すること。

オ システム及び車載器の利用条件

①利用時間

平日、土日祝祭日を問わず、最大 24 時間の利用ができること。

②利用者

(i)管理者

利用者	本市職員
想定する認証方法	ログイン ID、パスワード
利用するシステム	カード AP 搭載システム 利用登録システム 精算システム

(ii)タクシードライバー

利用者	タクシードライバー
想定する認証方法	無し
利用するシステム	タクシー車載器

(iii)タクシー事務所等

利用者	タクシー事務所等
想定する認証方法	ログイン ID、パスワード
利用するシステム	精算システム

(iv)ユーザー

利用者	市民
想定する認証方法	マイナンバーカード
利用するシステム	タクシー車載器

③想定利用規模

システム利用者数	管理者:約1名 タクシードライバー(タクシー台数):383 台 タクシー事務所等:51か所 ユーザー:約14,000名
利用端末数	・カード AP 搭載システムと利用登録システム用 端末11台(庁内:本庁・6支所想定) ・精算システム用端末2台(庁内:本庁)

	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー車載器 383 台 ・精算システム用(タクシー事務所)端末51台
業務量	<ul style="list-style-type: none"> 想定ユーザー数:約14,000名 年間新規登録ユーザー数:約6,000名

(2)システム運用

- ・(仮称)高齢者タクシー利用システムを管理すること。
- ・タクシーID を作成し、CSV ファイル等発注者の指示する形式で出力し、発注者へ納品すること。
- ・発注者から提供のあったタクシーIDの有効・停止・復活・無効リストのデータを取込み、タクシーID の管理を行うこと。
- ・開設期間:令和6年9月～令和7年3月31日

(3)連絡調整等

- ・開発及び運用に当たっては進捗状況を定期的に報告すること。また、技術検証の実施に際しては協力を行うこと。

(4)その他

- ・本仕様に記載のない事項については、発注者と協議の上決定すること。

7 業務管理

①業務責任者

- ・必ず業務責任者(兼務可)を配置し責任をもって業務を遂行し、発注者と速やかに連絡がとれる体制をとること。
- ・業務に関する必要な指示は、業務責任者に対して行うものとする。
- ・定期的に委託業務の点検・分析・見直しを行い、常に最善の方法で業務を実施するとともに、随時、発注者との協議の場を設け、相互共通認識による運営を行うこと。

②事故の発生の報告

- ・受注者は、業務遂行にあたり事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

③業務の報告及び検査

- ・業務の実施場所、責任者、担当者、実施日程等が決まり次第、発注者に報告する。
- ・受注者は、日報及び週報により業務内容を記録し、速やかに発注者の確認を受けるものとする。

④データ保護上の留意事項

- ・データ搬出時及び作業期間中は、必ず受注者の責任者が立ち会うこと。
- ・チェック用紙を作成し、進捗状況の把握及び事故防止に努めること。
- ・作業室の入室者は、IDカード等によりチェックすること。
- ・汚損又は毀損分や未処理分の廃棄は、発注者と契約後別途協議すること。

⑤その他

- ・契約日から業務を支障なく開始できるよう、環境及び体制を構築すること。また、繁閑差が激しいことを踏まえ、常時速やかに処理できる体制を構築するよう最大限努めること。
- ・業務中の事故等の防止に、より一層注意すること。なお、万一の事故等対処のため、作業中の手直し記録表及びリスタート記録表を業務完了後直ちに発注者に提出すること。
- ・本業務を行うために必要となる発注者所有の資料・情報等については、必要に応じて受注者に貸与するが、発注者の承認を受けずに外に持ち出してはならない。
- ・運営状況等については、定期的に発注者及び受注者の担当者が出席する連絡会等により、契約の履行状況等について発注者に報告を行うこと。また、その内容を議事録として記録し、発注者に提出すること。
- ・業務を遂行するにあたり他の業者と連絡をとる必要が生じた場合は、速やかに発注者に報告するとともに相互に協調を保ち、作業の便宜と進捗を図ること。また、業者間にて打ち合わせを行った場合には、その内容を議事録として記録し、発注者に提出すること。
- ・この契約に係る物品の運搬は、受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。
- ・外国人対応については、発注者と契約後別途協議する。
- ・発注者から提示する想定件数をスケジュール内で処理完了する体制をとること。また、すべての業務において、発注者からの緊急問い合わせ窓口を設けることとし、業務スタート前までに、体制図、緊急図、緊急連絡網を作成し提出すること。
- ・受注者は、疫病・感染症対策、その他天変地異等に備え万全を期し、善良なる管理者の注意義務を以って本業務を遂行するものとする。
- ・前記にも関わらず、天変地異や疫病・感染症、その他受注者の責めに帰さない事由(いわゆる「不可抗力」)により履行スケジュールに遅れが生じ、またはその恐れが生じた場合、受注者は発注者に直ちにその旨を報告し、履行スケジュールの調整を図るものとする。なお、この場合、不可抗力であることに鑑みて、履行スケジュールの遅れに関して、発注者は受注者の債務不履行責任を問わないものとする。
- ・委託料の支払いについては、発注者と受注者と協議の上、その時期について定めるものとする。発注者は、当該協議の結果を踏まえ、受注者からの請求金額に基づき、支払

うものとする。

- ・対象者数及び申請書等作成想定数は、概算となっていることから、業務委託終了時に確定数量にて精算を行うこととする。

8 成果品の提出

(1) 提出物

- ①実績報告書(正副本 1 部ずつ)
- ②システム設定が網羅された図書(パラメータに関すること等)

(2) 提出場所及び期限

- ①提出場所 福島市の指定する場所
- ②提出期限 令和7年3月31日(月)

9 提出書類

受注者は、契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・総括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、発注者が業務の確認に必要と認める書類

10 秘密保持

(1) 受注者は本契約の履行に際して知り得た情報(周知の情報を除く)を、第三者に漏洩したり、目的外に使用したりしないこと。本契約の終了又は契約解除の後においても同様とする。

(2) 発注者は本仕様書に基づき締結される本契約の履行にあたり、受注者に「福島市情報セキュリティポリシー」及び、個人情報の取扱いについては、福島市個人情報保護条例を遵守させるものとし、受注者はこれに従うものとする。

11 複製等の禁止

受注者は、本契約による業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。発注者の許可を受けて複写したときは、本契約による業務の終了後直ちに複写した個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

12 情報の授受及び搬送

発注者及び受注者は、本契約による業務に係る個人情報の授受に従事する者を指定し、当該個人情報の授受に際しては原則預り証を提出しなければならない。

13 事故発生時における報告

受注者は、事故が生じたときは、直ちに発注者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面で発注者に報告し、発注者の指示に従いその解決に努めなければならない。

14 委託先における情報の保管・廃棄

受注者は、本契約による業務に係る個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意を持って当たり、当該個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

受注者は、本契約による業務を終了したとき、又は発注者は請求したときは、その保有する本契約による業務に係る個人情報を直ちに発注者に返還しなければならない。

15 作業場所、作業内容及び作業責任区分

受注者の作業場所は、受注者の事業所及び発注者の指定する場所とする。

16 再委託禁止

受注者は、本契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容、事業執行の場所を通知し、発注者の承諾を得なければならない。また、再委託を受けたものに対してもこの契約を遵守させなければならない。

17 契約満了時におけるデータの取扱い

契約が終了後受注者は、蓄積された全データを当市に無償で提出する。その際、各種マスタ及び関係データレイアウト等にかかる仕様について、無償で発注者に提示するものとする。

18 損害賠償

本契約を提供するにあたり、受注者の責めにおいて発注者及び第三者に被害を与えた場合、受注者が責任をもって対応するものとし、発注者は一切の負担を負わないものとする。

19 セキュリティ監査

発注者が実施する情報セキュリティ監査及び診断に協力し、サービス現場の立ち入り、

ヒアリング、資料の提出・閲覧の要求できるものとする。対応が不可能な場合は、方法について協議し決定するものとする。

20 その他

- (1)本仕様書に定めのない事項で疑義等が発生した場合は、別途受注者と協議した上で決定するものとする。
- (2)受注者は、前記事項に違反して発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。